

第5章 一般財団法人への移行 ～平成26年から～

1 公益法人に関する法改正

明治29年の民法制定以来、我が国の公益法人制度は主務官庁の許可を得て設立され、各種税制上の措置等を受けながら様々な活動を行ってきたところであるが、1世紀あまりの年月を経て、法的な規定と社会の実情とが齟齬することも出てくるようになってきた。そこで、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決することを目的に、平成20年12月、新しい公益法人制度が施行されることとなった。

新制度下では、従来の公益法人は特例民法法人として扱われ、平成25年11月30日までに公益社団法人・公益財団法人または一般社団法人・一般財団法人への移行申請をし、認定または認可されなければ解散することになった。また、一般社団法人・一般財団法人に移行するにあたっては、移行前に保有していた正味財産額を公益目的財産額として、公益目的のために償却することが条件であった。

2 一般財団法人への移行 ～平成26年～

こうした状況のもと、本会はどのような在り方をしていくべきか理事会・評議員会で協議を重ねた結果、一般財団法人へ移行することとなり、移行認可書、公益目的財産に関する書類や財務要件に関する資料等の作成、そのために保有していた財産の整理や移行後の制度の維持のための方策、公益目的財産額の使用用途など、法人運営の全般に関して税理士の戸塚光博氏のコンサルティングを受けながら、手続きを進めることとなった。そして平成26年4月1日をもって、本会は一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会として新たにスタートを切ることとなった。

一般財団法人への移行にあたり、大きく変更されたのが定款と組織体制における理事会・評議員会の役割の明確化である。財団法人の目的や活動について規定するのは寄附行為であったが、一般財団法人のそれは定款である。この定款の作成にあたり、事業として、これまでの社会福祉施設等に勤務する職員の退職共済制度及び福利厚生制度に、地域における社会福祉の推進を加え、目的として、社会福祉事業の振興に寄与することから地域福祉の振興に寄与することに変更をした。

また、組織体制は8名以上12名以内の理事による理事会、2名以内の監事、8名以上12名以内の評議員による評議員会となり、理事のうち1名が会長として代表理事となり、3名が副会長として業務執行理事となった。理事・評議員の選任が理事会から評議員会に変更されたこと、理事会が本会の執行機関であり、評議員会はその選任・解任を行うという役割分担が明確にされた。

なお、一般財団法人への移行と併せて、昭和59年以来、静岡県社会福祉協議会に本会の業務を

委託していたが、委託を解約し、事務局を独立することとなった（事務局体制の詳細は第6章参照）。

3 公益目的支出計画

一般財団法人に移行するにあたり、本会の有する公益目的財産額（正味財産）は約5億6千万円と算定され、自ら定めた公益目的支出計画に基づき公益目的事業を行うことで償却しなくてはならないこととなった。公益目的事業としては、本来事業である退職手当金の支給及び地域福祉事業が認められた。なお、償却期間は20年を予定しており、現在も継続中である。

地域福祉推進事業として実施した事業の概要は以下のとおりである。

(1) 福祉講座・セミナーの実施

県内の多くの社会福祉法人で構成する本会が有する、施設間の連携やスケールメリットを生かし、施設経営をはじめ、人材確保、人材育成、地域福祉等に重点をおいた福祉講座やセミナーを実施する。

県内の社会福祉事業に係る職員や地域住民に参加を募り、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉団体等と協働して福祉講座の開催や、各福祉施設との共催により福祉セミナーを開催することで、社会福祉法人の社会貢献事業の推進と質の高い福祉人材の確保及び地域住民の福祉意識の向上と啓発を図る。

実施例：児童福祉におけるスキルアップ研修、団体と共催で福祉講演会等

(2) 就業支援研修会等の実施

福祉職に就職を希望する人のために、施設見学や就業支援研修会を実施する。具体的には、福祉現場で働いてみたい、今の福祉現場がどんな感じが知りたいという方へ、会員法人や施設と協力して、随時、施設見学及び再就職支援研修会を実施する。

実施例：福祉職合同入職式とフォローアップ研修等



入職式記念撮影



入職式 山本会長挨拶

(2) 説明会等の開催

本会では、設立当初から退職共済制度の周知徹底を図るため、社会福祉事業振興会（現在の独立行政法人福祉医療機構）と共催により、説明会及び実務についての研修会を開催している。また、県社会福祉協議会が開催する新規社会福祉法人向けの研修会において、国及び本会独自の共済制度について説明を行っている。

(3) ホームページの作成

情報化社会の発展は目覚ましく、特に 21 世紀に入りインターネットが普及してくると、会社や団体が自らホームページを作成し、各種情報を公開し組織の透明性を高めることが一般的に行われるようになった。

本会も、一般財団法人として新たにスタートするのを契機として、平成 26 年 4 月にホームページを作成・公開し、定款や各種規程、事業計画・予算、事業報告・決算、役員などの法人の基礎情報や退職共済事業で使用する各種様式の提供、共催事業の募集や紹介等を掲載している。

また、公益計画支出計画による調査・研究事業の成果である「県内の福祉施設職員の動向調査報告書」についても公開している。

